

青梅市営住宅条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市営住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人の規定を削除するとともに、公営住宅法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市営住宅条例等の一部を改正する条例

(青梅市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 青梅市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 市長が定める請書を提出すること。

第 3 6 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

(青梅市高齢者住宅条例の一部改正)

第 2 条 青梅市高齢者住宅条例（平成 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の青梅市営住宅条例第9条の規定は、施行日以後に入居を許可された者にかかる入居手続について適用し、同日前に入居を許可された者にかかる入居手続については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の青梅市営住宅条例第36条の規定および第2条の規定による改正後の青梅市高齢者住宅条例の規定は、施行日以後に到来した支払期にかかる支払期後の利息について適用し、同日前に到来した支払期にかかる支払期後の利息については、なお従前の例による。